

# 株 主 各 位

東京都文京区湯島2丁目2番2号

スズデン株式会社  
代表取締役社長 鈴木 敏雄

## 第54回定時株主総会招集ご通知

拝啓 ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

さて、当社第54回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、以下のいずれかの方法によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、平成18年6月27日（火曜日）午後5時45分までに議決権を行使いただきますようお願い申し上げます。

[郵送による議決権行使]

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、上記議決権の行使の期限までに到着するようご返送ください。

[インターネットによる議決権行使]

当社指定の議決権行使ウェブサイト（<http://www.it-soukai.com>または<https://daiko.mizuho-tb.co.jp>）にアクセスしていただき、同封の議決権行使書用紙に表示された「議決権行使コード」及び「パスワード」をご利用のうえ、画面の案内にしたがって、上記議決権の行使の期限までに議案に対する賛否をご入力ください。

インターネットによる議決権行使に際しましては、51頁から53頁の「インターネットでの議決権行使について」をご確認ください。

なお、議決権行使書面とインターネットによる方法と重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使を有効なものとしていただきます。

敬 具

### 記

1. 日 時 平成18年6月28日（水曜日）午前10時
2. 場 所 東京都文京区湯島1丁目7番5号  
お茶の水東京ガーデンパレス 2階 高千穂の間  
（末尾の会場ご案内図をご参照ください。）
3. 株主総会の目的である事項  
報告事項
  1. 第54期（平成17年4月1日から平成18年3月31日まで）営業報告書、貸借対照表及び損益計算書報告の件
  2. 第54期（平成17年4月1日から平成18年3月31日まで）連結貸借対照表及び連結損益計算書並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件

決議事項

- |       |                       |
|-------|-----------------------|
| 第1号議案 | 第54期利益処分案承認の件         |
| 第2号議案 | 定款一部変更の件              |
| 第3号議案 | 取締役6名選任の件             |
| 第4号議案 | 監査役2名選任の件             |
| 第5号議案 | 役員退職慰労金制度廃止に伴う打切り支給の件 |
| 第6号議案 | 退任取締役に対し退職慰労金贈呈の件     |
| 第7号議案 | 前取締役創業者に対し特別功労金贈呈の件   |

以上

---

(お願い) 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

## 営 業 報 告 書

(平成17年4月1日から平成18年3月31日まで)

### 1. 営業の概況

#### (1) 企業集団の営業の経過及び成果

当期におけるわが国経済は、原油高及びそれに伴う原材料価格の上昇といった景気減速要因はあったものの、企業業績の回復を背景とした設備投資の増加、雇用の改善、個人消費の伸張等、堅調に推移いたしました。

当期の当企業集団を取り巻く景況は、上期までIT・デジタル家電等の生産・在庫調整局面が続いたことや、鉄鋼・原油などの素材価格が高騰した影響により弱含みで推移いたしました。下期からはIT・デジタル家電等の在庫調整も終息し、堅調に推移いたしました。

当企業集団の主力顧客であります電気機器・電子部品・産業機械業界におきましても、上期まではデジタル家電や国内IT産業の生産・在庫調整局面が継続し、半導体製造装置・液晶製造装置関連産業を中心に生産活動や設備投資が低調に推移いたしました。下期には半導体などの在庫調整の動きも終息し、緩やかに回復いたしました。

建設業界におきましては、都心部での再開発やリニューアル需要が継続しており、徐々にではありますが、回復の兆しが見られます。

こうした環境のもと当企業集団は、好調業界への注力、システムエンジニアと営業とのコラボレーションによる大手顧客の全国の工場への設備提案など顧客のニーズにより直結した営業活動と品質の更なる向上をはじめとした業務改善の推進や教育投資の強化を進め、売上高と利益率の向上並びにローコストオペレーションの実施による損益分岐点の引き下げに努めてまいりました。

この結果、当期の連結売上高は414億39百万円（前期比0.2%増）、連結経常利益は15億67百万円（前期比3.1%増）、連結当期純利益は7億33百万円（前期比20.4%減）となりました。

なお、特別損失として減損損失1億21百万円、役員退職慰労引当金繰入額60百万円等を計上しております。

当企業集団の商品分野別の業績は次のとおりであります。

#### (F A 機器分野)

上期は、IT・デジタル家電等の生産・在庫調整の影響により弱含みで推移し、下期は回復基調となりましたが、連結売上高は212億56百万円（前期比0.6%減）となりました。

商品別では、プログラマブルコントローラ（PLC）や視覚認識装置関連商品等が伸張いたしました。センサー・コントロールスイッチ・電源関連商品等は減少いたしました。

（情報・通信機器分野）

法人・個人向けとも販売の回復の遅れや単価下落の影響を受けた結果、連結売上高は54億51百万円（前期比7.7%減）となりました。商品別では、パソコン本体・ケーブル・無停電電源装置等が伸張いたしました。機器組込み用ボードコンピュータ、ディスプレイ・メモリ等は減少いたしました。

（電子・デバイス機器分野）

F A 機器分野同様、上期は弱含みで推移いたしました。下期より半導体製造装置・液晶製造装置関連産業を中心に回復が鮮明となった結果、連結売上高は28億94百万円（前期比1.7%増）となりました。

商品別では、コネクタ・基板搭載用電源等は伸張いたしました。基板搭載用リレー・半導体等は減少いたしました。

（電設資材分野）

電設資材分野は、都心部での再開発やリニューアル需要、工場設備需要等への販売力強化により堅調に推移し、連結売上高は118億36百万円（前期比5.4%増）となりました。

商品別では、ボックス・ケーブルアクセサリ・照明器具等が伸張いたしました。工事用材料・配線器具等は減少いたしました。

#### 商品分野別連結売上高

商品分野	第53期(前期) （平成16年4月1日から 平成17年3月31日まで）		第54期(当期) （平成17年4月1日から 平成18年3月31日まで）		前 増 減 率
	売上高 百万円	構成比 %	売上高 百万円	構成比 %	
F A 機器	21,393	51.7	21,256	51.3	0.6
情報・通信機器	5,908	14.3	5,451	13.1	7.7
電子・デバイス機器	2,846	6.9	2,894	7.0	1.7
電 設 資 材	11,227	27.1	11,836	28.6	5.4
合 計	41,375	100.0	41,439	100.0	0.2

#### (2) 企業集団の設備投資の状況

当期の設備投資総額は、10億64百万円であります。これは主に賃借していた千代田区外神田の土地及び建物等を購入した10億51百万円によるものであります。

### (3) 企業集団の資金調達の状況

特に記載すべき重要なものではありません。

なお、前項の設備投資にかかる資金のうち5億円は銀行借入により調達いたしました。

### (4) 企業集団が対処すべき課題

今後の経済見通しにつきましては、金利上昇、原油・銅等の素材価格の上昇、公共投資縮小の継続等、景気の先行きに多少の懸念はありますが、個人消費や設備投資を中心として国内景気は、引き続き堅調に推移するものと思われれます。

当企業集団の主力顧客であります電気機器・電子部品・産業機械業界におきましても、薄型テレビをはじめとするデジタル家電の伸張やワンセグ、ナンバーポータビリティーによる携帯電話の買換え需要等により、半導体・液晶製造装置関連機器メーカー、産業機器メーカーを中心に生産活動、設備投資が堅調に推移するものと予想されます。

当企業集団におきましては「もの造りサポーティングカンパニー」として、顧客要求事項に直結した営業体制の整備や成長市場・業界への経営資源の集中、業務品質の更なる向上、人材の育成、更なるローコストオペレーションの推進を引き続き強力に行ってまいります。

なお、平成19年3月期（55期）には販売促進活動の一環として以下の展示会に出展いたします。

・ボード・コンピュータ展	平成18年4月19日～4月21日
・熱対策技術展	平成18年4月19日～4月21日
・Business Link 商賣繁盛 at INTEX OSAKA	平成18年5月11日
・組込みシステム開発技術展（ESEC）	平成18年6月28日～6月30日
・東京国際包装展	平成18年10月3日～10月7日
・Embedded Technology	平成18年11月15日～11月17日
・セミコン・ジャパン	平成18年12月6日～12月8日
・インターネプコン・ジャパン	平成19年1月17日～1月19日

### 《アジア・パシフィック市場への対応》

国内企業の中国及び東南アジアへの生産拠点移転の動きへの対応を海外子会社を通じて図ってまいります。

特に中国華東地区への生産拠点集中化には、斯咨電貿易（上海）有限公司（SUZUDEN TRADING(SHANGHAI)CO.,LTD）が部品の安定供給と高品質なサービスの提供で顧客ニーズに応えてまいります。

## 《経営の基本方針》

当企業集団は、従来からステークホルダーである投資家の皆様、お客様、社員とその家族、地域社会が当企業集団を支えてくださる基盤と認識し、また企業市民としての社会的責任を果たすべく、社是である「誠実」のもと経営を推進してまいりました。

今後も、顧客要求事項に対応した商品・サービスの取扱いやIT関連を中心とした設備投資を行い、会社の競争力の強化、収益力の向上、財務体質の強化を図り、全てのステークホルダーの皆様にご満足いただけるよう企業価値の向上を実現し、また社会的責任を果たすべく経営を行ってまいります。

社会的責任	国・地方自治体への納税を基本とし、かつ世界の将来を担う世代や教育機関を対象とした継続的な寄付と、地域社会や災害復興を目的とした寄付を行ってまいります。この一環として、3月末及び9月末時点での株主数1人あたり50円を「国境なき医師団」の「1日50円キャンペーン」へ寄付いたします。 平成18年5月末日までの累計金額は、244,700円となりました。
投資家の皆様 お客様	配当性向33%を基本に考えてまいります。 お客様が望む商品・ソリューションを的確に提案し、商品品質・サービス品質を向上させるとともに、お客様の多様なニーズに適切かつ迅速にお応えし、お客様の満足度を高めてまいります。
社員	「社員一人ひとりの自立が企業の成長につながる」を基本とし、社員は自己の能力を最大限に発揮し、会社は個人を尊重して働きがいのある場を提供し、会社も個人も共に成長できる経営を行ってまいります。
共育	お客様の満足度を高めるため、社員一人ひとりに適切な教育・訓練及び経験の機会を提供し「共に育つ」を教育理念としてまいります。
地域社会	循環型社会構築に向け地域社会との融和を図り、企業市民として順法・地球環境の向上・安全を基本として活動してまいります。 活動を具体化するため、環境方針を定め行動します。

## 《内部統制システムの基本方針》

1. 取締役及び使用人の職務執行が法令・定款に適合することを確保するための体制

当社は、役員（取締役、監査役、執行役員。以下同じ。）及び使用人（社員、嘱託、契約社員、派遣社員、その他当社の業務に従事する全ての従業員。以下同じ。）がとるべき行動の規範である社是・社訓に基づき、職制を通じて適正な業務執行と監督を行うとともに、社内規程に則り適正に職務を執行する。

当社は、コンプライアンス体制を確立するため、コンプライアンス担当役員を定め、担当部署を通じて教育・研修を実施し、社会から信頼される企業風土を醸成する。

内部監査部門は、社内規程に基づき業務ラインから独立した立場で定期的に内部監査を行い、問題があった場合には、月一回開催される社長主催のマネジメントレビューにおいて報告し、対策を講じる。

2. 取締役の職務の執行に係わる情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務執行に係わる情報については、法令及び社内規程に基づき作成・保存するとともに、取締役、監査役、会計監査人等が閲覧可能な状態にて管理する。

取締役の職務執行に係わる情報の作成・保存・管理状況については、監査役の監査を受ける。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

品質リスク及び環境リスクについては、ISO 9001・ISO 14001に基づくマネジメントシステムに則ってリスクの現実化を予防するための管理を行うとともに、現実化したリスクに基づき損失が発生した場合には、損失を最小限度に留めるために必要な対応を行う。

災害・情報セキュリティに係るリスク等、事業継続を阻害するリスクについては、早期に事業継続マネジメント（BCM：Business Continuity Management）を構築してリスクの現実化を阻止するとともに、現実化したリスクに基づき損失が発生した場合には、損失を最小限度に留めるために必要な体制を整える。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、経営と業務執行の分離及び責任と権限の明確化を図る観点から、執行役員制度を採用する。

取締役会は、経営戦略の創出及び業務執行の監督という本来の機能に特化し、執行役員が業務執行の責任と業績向上及び業務管理を担う。

執行役員の職務の担当範囲は取締役会にて定め、その責任と権限を明確にする。

取締役会は、経営基本方針及び経営目標・予算を策定し、執行役員は、取締役会の策定した経営目標の達成に向けて職務を遂行する。取締役会は、定期的に執行役員の実績管理を行う。

5. 当会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社は、連結子会社の業務の適正を確保するため、担当部署に担当役員を配置し、社内規程に基づいて連結子会社を管理する。担当部署は、連結子会社の業務の状況を調査し、定期的にその結果を当社の取締役に報告する。

当社の内部監査室は、定期的に連結子会社の業務を監査し、その結果を当社の代表取締役及び取締役会に報告する。

当社は、当社と連結子会社との取引条件（連結子会社間の取引条件含む）が、第三者との取引と比較して著しく不利益に、また恣意的にならないよう、必要に応じて会計監査人に確認する。

6. 監査役がその補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

当社は、監査役室を設置して専属の使用人を1名以上配置し、監査業務を補助する。

7. 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役は、監査役室に属する使用人の人事に関して取締役と意見交換を行うものとし、取締役は、監査役の意見を尊重する。

8. 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役会への報告に関する体制

取締役、執行役員及び使用人は、監査役の求めに応じて会社の業務執行状況を報告する。

また取締役は、当企業集団に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見したときは直ちに監査役会に報告する。

9. その他監査役が監査が実効的に行われることを確保するための体制

常勤監査役は、取締役会に出席する他、執行役員会・役員部長会に出席し、経営・執行について重要情報の提供を受ける。

監査役は、内部監査部門と緊密な連係を保つとともに、必要に応じて自ら監査を実施する。

また、監査上の重要課題等について代表取締役社長と意見交換を行う。

監査役は、会計監査人と定期的に会合を持ち、意見及び情報の交換を行うとともに、必要に応じて会計監査人に報告を求める。

#### 《コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及びその施策の実施状況》

当企業集団は、コーポレート・ガバナンスが有効に機能するうえで、株主の権利・利益が守られ、平等に保障されることが重要であり、また、全てのステークホルダーの権利・利益の尊重と円滑な関係の構築が企業価値向上には欠かせないものと認識しております。

当社は監査役制度を採用しており、会社法に規定する株主総会、取締役会及び監査役会を設置しております。取締役会と監査役会によって業務執行の監督及び監視を行っており、当期末現在で取締役は7名、監査役は4名で、監査役は全員が社外監査役であります。

なお、平成15年4月より執行役員制度を導入しており、取締役会の意思決定・監督機能と業務執行機能を分離し、権限と責任の明確化を図っております。



また、平成19年3月期より更なるガバナンス強化と監査役会の業務執行の補助を担うため、監査役会直轄の「監査役室」を設置しております。

当企業集団は、経営の根幹である社は「誠実」に基づきコンプライアンス体制の整備と強化に取組み、リスク発生の防止・予防及び法令・企業倫理順守を推進しております。

具体的には、関連する規程・マニュアルの見直しを随時行い「役員・部長会」等を通じて周知徹底を図っております。特にインサイダー取引、セクシャルハラスメント防止、個人情報保護、安全衛生に係わる事項や、社内外で発生する事故、緊急事態の管理体制と教育体制を構築し、発生の予防と迅速な対応、社内への啓蒙・浸透に努めております。また、品質リスク及び環境リスクについては、品質環境部がその防止と発生後の対策を実施しております。

事故、緊急事態が発生した場合は、総務部・情報企画部が情報の収集・管理にあたり、必要に応じて適時・適切に開示する体制をとっております。

重要な法務的課題及びコンプライアンスに係る事象については、総合法律事務所の担当弁護士に相談し、必要な検討・措置を実施しております。また、会計監査人とは通常監査に加え、重要な会計的課題について随時相談、検討を実施しております。

なお、平成19年3月期には、小冊子「スズデンCSR要綱」を全社員に配布し、一層の周知徹底を図っていく予定です。

当社における取締役会は、毎月開催される定時取締役会のほかに必要に応じて、臨時取締役会を開催しており、当期においては25回開催いたしました。また、執行役員会を21回開催いたしました。さらに日々変化する経営環境への迅速かつ確なる対応、業績向上への施策検討、重要な情報伝達、リスクの未然防止のため毎月「役員・部長会」を開催しており、当社の経営の透明性を高めております。

常勤監査役は「執行役員会」「役員・部長会」についても出席し、経営・執行について監督するとともに営業所等の監査を通じ、コンプライアンスを含めた業務執行の状況を監視しております。内部統制部門である内部監査室は計画的運営のもと、適正なる業務遂行状況を監視すべく各部門の業務監査を実施し、併せて品質環境部と連携のうえ、ISO9001の品質マネジメント監査の充実を図っております。

また、毎月1回社長主催によるマネジメントレビュー（MR）を開催し、当社のISO9001の品質マネジメントシステム及びISO14001の環境マネジメントシステムの両面を通じて、内部統制を含めた執行状況の確認、問題解決、改善と改善手法の定着に努めております。

これら内部統制システムの運用の中で発生した社内外の決定・発生情報は、情報企画部が一元的に管理し適時・適切な開示を行い、経営の透明性を高め

ております。

今後は、会社法の求める内部統制に対応した体制の構築と関連規程・マニュアル等の整備を進め、一層強固なコーポレート・ガバナンス体制を築き上げてまいります。

株主の皆様におかれましては、なにとぞ今後とも、相変わらぬご支援とご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

(5) 企業集団及び連結計算書類作成会社の営業成績及び財産の状況の推移  
 企業集団の営業成績及び財産の状況の推移

区 分	第 51 期 (平成14年4月1日から 平成15年3月31日まで)	第 52 期 (平成15年4月1日から 平成16年3月31日まで)	第 53 期 (平成16年4月1日から 平成17年3月31日まで)	第54期(当期) (平成17年4月1日から 平成18年3月31日まで)
売 上 高 (百万円)	34,113	37,222	41,375	41,439
経 常 利 益 (百万円)	522	1,028	1,520	1,567
当期純利益 (百万円)	200	538	921	733
1株当たり当期純利益(円)	13.64	36.11	61.08	49.92
総 資 産 (百万円)	21,652	23,694	24,254	25,416

- (注) 1. 当社は第53期から「株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律」第19条の2に規定する連結計算書類を作成しております。従いまして、第51期及び第52期の数値につきましては同条第3項に規定する監査役及び会計監査人の監査を受けていない連結計算書類に基づくものでありますが、当該数値につきましては証券取引法第193条の2の規定に基づく監査を受けております。
2. 第52期につきましては、半導体製造装置関連産業の業績の著しい回復により、FA機器分野、情報・通信機器分野、電子・デバイス機器分野、電設資材分野とともに、プラスに転じ増収増益となりました。
3. 第53期につきましては、半導体製造装置関連産業を中心に生産増加や設備投資が好調に推移しFA機器分野、情報・通信機器分野、電子・デバイス機器分野、電設資材分野ともに、増収増益となりました。
4. 第54期(当期)は前記「(1)企業集団の営業の経過及び成果」に記載のとおりであります。

連結計算書類作成会社の営業成績及び財産の状況の推移

区 分	第 51 期 (平成14年4月1日から 平成15年3月31日まで)	第 52 期 (平成15年4月1日から 平成16年3月31日まで)	第 53 期 (平成16年4月1日から 平成17年3月31日まで)	第54期(当期) (平成17年4月1日から 平成18年3月31日まで)
売 上 高 (百万円)	34,055	37,175	41,319	41,398
経 常 利 益 (百万円)	564	1,067	1,539	1,629
当期純利益 (百万円)	239	577	864	795
1株当たり当期純利益(円)	16.31	38.82	57.08	54.27
総 資 産 (百万円)	21,618	23,675	24,212	25,415

- (注) 1. 第52期より「商法施行規則の一部を改正する省令」(平成15年2月28日法務省令第7号)に基づき、従来の当期利益、1株当たり当期利益は、それぞれ当期純利益、1株当たり当期純利益と表示しております。
2. 第52期につきましては、半導体製造装置関連産業の業績の著しい回復により、FA機器分野、情報・通信機器分野、電子・デバイス機器分野、電設資材分野とともに、プラスに転じ増収増益となりました。
3. 第53期につきましては、上期までは半導体製造装置関連産業を中心に業績が好調に推移し、FA機器分野、情報・通信機器分野、電子・デバイス機器分野、電設資材分野とともに、プラスに転じ増収増益となりました。
4. 第54期につきましては、上期までは半導体製造装置・液晶製造装置関連産業を中心に生産活動や設備投資が低調に推移いたしました。下期には半導体などの在庫調整の動きも終息し、緩やかに回復し増収減益となりました。

## 2. 企業集団及び会社の概況（平成18年3月31日現在）

### (1) 企業集団の事業の内容

FA機器、情報・通信機器、電子・デバイス機器、電設資材等の販売及び輸出入業務。

### (2) 株式の状況

会社が発行する株式の総数	47,590,000株
発行済株式の総数	15,152,600株
株主数	2,161名

### (3) 大株主の状況

株主名	当社への出資状況		当社の大株主への出資状況	
	持株数	議決権比率	持株数	出資比率
	千株	%	千株	%
鈴木展寧	2,013	13.99		
ベル株式会社	1,570	10.91		
オムロン株式会社	1,429	9.93	33	0.01
鈴木敏雄	740	5.14		
鈴木たか	706	4.90		
岡野妙子	673	4.68		
鈴木達夫	656	4.56		
スズデン社員持株会	288	2.00		
梶山勝嗣	245	1.70		
岡野忠志	176	1.22		

(注) 当社は自己株式749,400株を保有しておりますが、上記の大株主から除いておりません。

### (4) 自己株式の取得、処分等及び保有の状況

#### 取得株式

種類	株数	取得価額の総額
普通株式	70株	55千円

#### 処分株式

種類	株数	処分価額の総額
普通株式	259,000株	113,741千円

#### 決算期末における保有株式

種類	株数
普通株式	749,400株

(5) 新株予約権の状況

現に発行している新株予約権

商法第280条ノ20ならび商法第280条ノ21の規定に基づくもの

(平成14年6月27日開催の定時株主総会決議によるもの)

新株予約権の数 262個

新株予約権の発行価額 無償

目的となる株式の種類 普通株式

目的となる株式の数 262,000株

株式の発行価額 398円

行使期間 平成16年7月1日から平成19年6月30日まで

(6) 企業集団の従業員の状況

区 分	従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
男 性	308 名	3 名 増	40 歳 6 か月	15 年 7 か月
女 性	73	4 減	35 7	11 11
合計または平均	381	1 減	39 7	14 10

(注) 従業員には、嘱託契約者・臨時従業員30名及び派遣社員106名は含んでおりません。

(7) 企業集団の事業所の状況

本社：東京都文京区湯島2丁目2番2号  
東京受注センター：東京都文京区湯島2丁目2番2号  
両国センター：東京都墨田区緑2丁目3番4号  
梅島センター：東京都足立区梅島2丁目7番1号  
オムロンセンター：東京都世田谷区千歳台3丁目9番11号  
アキバセンター：東京都千代田区外神田3丁目11番12号  
ソニーセンター：群馬県前橋市高井町1丁目29番7号  
多摩センター：東京都町田市小山町2493番1号  
加工センター：東京都墨田区緑2丁目3番4号  
俺コンアキバ：東京都千代田区外神田4丁目2番1号  
俺コンハウス：東京都千代田区外神田3丁目11番12号  
営業所：広域電材（文京区）、中央第1（文京区）、中央第2（文京区）、足立、千葉（千葉市）、埼玉（さいたま市）、立川（国分寺市）、前橋、あだち（足立区）、仙台、郡山、東京第1（文京区）、東京第2（北区）、大宮（さいたま市）、東京南（大田区）、立川FA（国分寺市）、千葉FA（千葉市）、成田（富里市）、柏、エレクトロニクスコンポーネンツ（文京区）、ソニー担当（文京区）、MC（文京区）、札幌、関西（茨木市）、広島（東広島市）、横浜FA、厚木、ニュータウン（相模原市）、沼津、首都圏（文京区）、首都圏第2（文京区）、土浦、日立、宇都宮、オムロン（文京区）、松本、セイコーエプソン担当（松本市）、岡谷、伊那、上田、長野（長野市）、中部（松本市）、エンベデッド中部（岡谷市）、オムロン中部（岡谷市）、特販（千代田区）、北上、甲府、九州（熊本県菊池郡）、エンベデッドソリューション（文京区）、フィービジネス（文京区）、海外（文京区）、GE（文京区）  
子法人等：スズデンビジネスサポート株式会社（文京区）  
SUZUDEN SINGAPORE PTE LTD（シンガポール）  
SUZUDEN HONG KONG LIMITED（鈴電香港有限公司）(中国)  
斯咨電貿易（上海）有限公司（SUZUDEN TRADING（SHANGHAI）CO.,LTD）(中国)

(8) 企業結合の状況  
子法人等の状況

会社名	資本金	出資比率	主要な事業内容
スズデンビジネスサポート株式会社	千円 10,000	100%	コンピュータによる情報処理に関する業務、販売促進に関する情報・資料の収集、企画及び販売、特定労働者派遣業務
SUZUDEN SINGAPORE PTE LTD	シンガポールドル 100,000	100	FA機器、情報・通信機器、電子・デバイス機器、電設資材等の販売及び輸出入業務
SUZUDEN HONG KONG LIMITED (鈴電香港有限公司)	千香港ドル 1,000	100	電気部品及び電子部品の加工組立等の委託加工、電気部品及び電子部品の輸出入業務
斯咨電貿易(上海)有限公司 (SUZUDEN TRADING (SHANGHAI) CO., LTD)	千米ドル 800	100	電気部品及び電子部品等の販売及び輸出入業務

企業結合の経過

当社の受発注、物流、売掛・買掛管理等の事務代行を請負うことにより、当社業務の効率化・コスト削減とともに、高齢者雇用安定法に則した雇用の継続への対応を目的として、平成17年12月20日にスズデンビジネスサポート株式会社を設立いたしました。

企業結合の成果

当社の連結子法人等は上記4社であり、当期の連結売上高は414億39百万円(前期比0.2%増)、連結経常利益15億67百万円(前期比3.1%増)、連結当期純利益は7億33百万円(前期比20.4%減)となりました。

(9) 主要な借入先の状況

借入先	借入金残高	借入先が有する当社の株式	
		持株数	議決権比率
株式会社三菱東京UFJ銀行	1,825,000 千円	100 千株	0.69%
株式会社みずほ銀行	585,000	30	0.21
商工組合中央金庫	552,500	40	0.28

(注) 株式会社東京三菱銀行及び株式会社UFJ銀行は、平成18年1月1日付で合併し、株式会社三菱東京UFJ銀行になりました。



(10)取締役及び監査役の状況

地 位	氏 名	担当または主な職業
代表取締役社長	鈴木 敏 雄 *	
取締役副社長	白 田 憲 司 *	東京営業部、首都圏営業部、関東営業部、南関東営業部、オムロン営業部、中部営業部、オムロン中部営業部、特販営業部担当
取 締 役	平 野 利 晴 *	エンベデッドソリューション営業部長兼顧客営業部、店舗営業部、システムソリューション技術部担当
取 締 役	鈴 木 茂 *	経理部、総務部、情報企画部、品質環境部、コンプライアンス担当
取 締 役	今 泉 嘉 信 *	商品部長兼物流部担当
取 締 役	松 崎 総一郎 *	海外営業部長兼首都圏電材営業部、G E 営業部、フィービジネス営業所、海外担当
取 締 役	杉 吉 忠 寿 *	首都圏電材営業部長
常勤監査役	藤 田 五 郎	
監 査 役	都 築 隆 也	都築隆也税理士事務所税理士 兼菊水電子工業株式会社監査役
監 査 役	杉 山 茂	
監 査 役	桃 井 邦 義	桃井公認会計士事務所公認会計士

\* 印の取締役は執行役員を兼務しております。

- (注) 1. 常勤監査役 藤田五郎氏、監査役 都築隆也氏、監査役 杉山 茂氏及び監査役 桃井邦義氏は「株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律」第18条第1項に定める社外監査役であります。
2. 当該営業年度中の取締役及び監査役の異動は次のとおりであります。  
平成17年6月28日開催の第53回定時株主総会において、桃井邦義氏は監査役に新たに選任され、就任いたしました。  
退任取締役は次のとおりであります。

退任時の会社における地位	氏 名	退 任 日
取 締 役	倉 片 允	平成 17 年 6 月 28 日
取 締 役 創 業 者	鈴 木 展 寧	平成 17 年 8 月 31 日

3. 当社は、執行役員制度を導入しており、取締役を兼務していない執行役員は、次の5名であります。

地 位	氏 名	担当または主な職業
執行役員	馬 場 邦 彦	経理部長
執行役員	松 本 恵 治	特販営業部長
執行役員	春 日 忠 司	東京営業部長
執行役員	岩 沢 祐 二	中部営業部長兼オムロン中部営業部長
執行役員	山 崎 博 和	物流部長

4. 当該営業年度後の執行役員の地位及び担当の変更は次のとおりであります。  
平成18年4月1日付  
執行役員

地 位	氏 名	担当または主な職業
執行役員社長	鈴木 敏 雄 *	東京第1営業部、東京第2営業部、北関東営業部、カスタマー営業部、中部営業部、オムロン中部営業部、特販営業部担当兼東関東営業部長兼オムロン営業部長
上席執行役員副社長	臼 田 憲 司 *	
上席執行役員	平 野 利 晴 *	顧客営業部、店舗営業部、エンベデッドソリューション営業部、システムソリューション技術部担当
上席執行役員	鈴 木 茂 *	経理部、総務部、情報企画部、品質環境部、コンプライアンス担当兼内部監査室長
上席執行役員	今 泉 嘉 信 *	商品部長兼物流部長
上席執行役員	松 崎 総一郎 *	南関東営業部、GE営業部、海外担当兼工リア営業部長兼海外営業部長
執行役員	馬 場 邦 彦	経理部長
執行役員	春 日 忠 司	東京第1営業部長兼東京第2営業部長
執行役員	岩 沢 祐 二	中部営業部長兼オムロン中部営業部長
執行役員	山 崎 博 和	カスタマー営業部長
執行役員	佐々木 秀 明	総務部長
執行役員	松 本 恵 治	特販営業部長
執行役員	杉 吉 忠 寿 *	電材営業担当部長

\* 印の執行役員は取締役を兼務しております。

(11)取締役及び監査役に支払った報酬の額

区 分	取 締 役		監 査 役		計	
	支給人員	支 給 額	支給人員	支 給 額	支給人員	支 給 額
定款又は株主総会決議に基づく報酬	名 9	千円 154,850	名 5	千円 12,990	名 14	千円 167,840
利益処分による役員賞与	名 8	千円 52,600	名 4	千円 1,900	名 12	千円 54,500
株主総会決議に基づく退職慰労金	名 1	千円 4,920			名 1	千円 4,920
計		千円 212,370		千円 14,890		千円 227,260

- (注) 1. 平成3年2月6日の臨時株主総会決議による報酬限度額  
 取締役(年額) 400,000千円 監査役(年額) 30,000千円  
 2. 期末現在の人員は、取締役7名、監査役4名であり、支給人員との相違は当期中における取締役の退任2名、監査役の退任1名によるものであります。

(12)会計監査人に支払うべき報酬等の額

- (1) 当社及び当社の子法人等が会計監査人に支払うべき報酬等の合計額  
 16,400千円  
 (2) 上記(1)の合計額のうち、公認会計士法第2条第1項の業務の対価として支払うべき報酬等の合計額  
 16,400千円  
 (3) 上記(2)の合計額のうち、当社が会計監査人に支払うべき会計監査人としての報酬等の額  
 16,400千円

(13)決算期後に生じた企業集団の状況に関する重要な事実

特に記載すべき重要な事実はありません。

(注) 本営業報告書中の記載金額は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

# 貸借対照表

(平成18年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	17,666,295	流動負債	8,590,678
現金及び預金	3,337,986	支払手形	2,508,361
受取手形	5,629,798	買掛金	3,940,072
売掛金	6,966,660	短期借入金	900,000
商品	1,313,823	1年内返済長期借入金	150,000
貯蔵品	2,506	1年内償還予定社債	100,000
前払費用	49,012	未払金	223,991
繰延税金資産	153,365	未払法人税等	383,917
未収入金	213,358	未払消費税等	70,904
その他の金	8,620	未払費用	72,042
貸倒引当金	8,838	賞与引当金	6,755
固定資産	7,748,969	賞与引当金	200,411
有形固定資産	6,267,387	その他の	34,223
建物	1,025,393	固定負債	3,210,744
構築物	17,336	長期借入金	1,912,500
機械装置	7,134	退職給付引当金	1,040,277
車両運搬具	464	役員退職慰労引当金	135,430
工具器具備品	20,681	預り保証金	122,536
土地	5,196,377	負債合計	11,801,422
無形固定資産	136,613	資 本 の 部	
借地権	97,566	資本金	1,819,230
その他の	39,046	資本剰余金	1,535,839
投資その他の資産	1,344,968	資本準備金	1,527,493
投資有価証券	410,304	その他資本剰余金	8,345
子会社株式	32,827	自己株式処分差益	8,345
子会社出資金	87,608	利益剰余金	10,428,716
破産更生債権等	185,011	利益準備金	281,371
長期前払費用	119	任意積立金	7,895,000
繰延税金資産	457,715	別途積立金	7,895,000
敷金・保証金	301,235	当期末処分利益	2,252,344
その他の	66,932	株式等評価差額金	139,670
貸倒引当金	196,785	自己株式	309,612
資産合計	25,415,265	資本合計	13,613,842
		負債及び資本合計	25,415,265

# 損 益 計 算 書

(平成17年4月1日から  
平成18年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目		金 額	
経 常 損 益 の 部	営 業 収 益		41,398,945
	営 業 費 用		
	売 上 原 価	35,030,428	
	販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	5,007,479	40,037,908
	営 業 利 益		1,361,037
損 益 外 の 損 益 の 部	営 業 外 収 益		
	受 取 利 息 及 び 配 当 金	43,200	
	仕 入 割 引	294,892	
	そ の 他	18,828	356,921
	営 業 外 費 用		
	支 払 利 息	26,871	
	売 上 債 権 譲 渡 損	23,214	
	売 上 割 引	34,676	
	そ の 他	3,397	88,159
	経 常 利 益		1,629,799
特 別 損 益 の 部	特 別 利 益		
	投 資 有 価 証 券 売 却 益	34,702	
	貸 倒 引 当 金 戻 入 益	14,818	49,520
	特 別 損 失		
	固 定 資 産 除 却 損	12,406	
	投 資 有 価 証 券 売 却 損	1,974	
	投 資 有 価 証 券 評 価 損	448	
	ゴ ル フ 会 員 権 売 却 損	7	
	減 損 損 失	121,648	
	役 員 退 職 慰 労 引 当 金 繰 入 額	60,000	196,484
	税 引 前 当 期 純 利 益		1,482,836
	法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	710,415	
	法 人 税 等 調 整 額	23,455	686,960
	当 期 純 利 益		795,875
	前 期 繰 越 利 益		1,527,895
	中 間 配 当 額		71,426
	当 期 未 処 分 利 益		2,252,344

## 注記事項

### 1. 重要な会計方針

#### (1) 有価証券の評価基準及び評価方法

1. 子会社株式.....移動平均法による原価法

#### 2. その他有価証券

##### 時価のあるもの

当期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は、全部資本直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

##### 時価のないもの

移動平均法による原価法

#### (2) たな卸資産の評価基準及び評価方法

##### 1. 商品

##### 在庫商品

##### 電線

.....移動平均法による低価法

その他.....移動平均法による原価法

##### 引当品

.....個別法による原価法

##### 2. 貯蔵品

.....最終仕入原価法

#### (3) 固定資産の減価償却の方法

##### 1. 有形固定資産.....定率法

平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）については定額法

なお、主な耐用年数は、次のとおりであります。

建物	10年～50年
構築物	10年～45年
工具器具備品	5年～15年

##### 2. 無形固定資産.....定額法

なお、主な耐用年数は、次のとおりであります。

自社利用のソフトウェア 5年

#### (4) 引当金の計上基準

1. 貸倒引当金は、債権の貸倒れによる損失に備えるため一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に債権の回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

2. 賞与引当金は、従業員の賞与の支給に備えるため、支給見込額基準により計上しております。

3. 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務の見込額に基づき、当期末において発生していると認められる額を計上しております。

また、数理計算上の差異についてはその発生の翌期において一括処理することとしております。

4. 役員退職慰労引当金は、役員の退職慰労金の支出に備えるため、役員退職慰労金内規による要支給額の100%を計上しております。なお、役員退職慰労金内規において、役員退職慰労金は平成12年3月31日までの役員退職慰労引当金残高を限度とすることとしたため、平成12年4月1日以降の要支給額の増加はありません。

また、当該引当金は商法施行規則第43条に規定する引当金であります。

(追加情報)

平成17年8月31日に当社創業者が退任したことに伴い、平成18年3月開催の取締役会において、定時株主総会の承認を条件として特別功労金60,000千円を含む100,200千円を支給することを決議いたしました。特別功労金は役員退職慰労引当金繰入額として特別損失に計上しております。

(5) リース取引の処理方法

リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

(6) 消費税等の会計処理は税抜方式によっております。

2. 会計方針の変更

固定資産の減損に係る会計基準

当期より、「固定資産の減損に係る会計基準」(「固定資産の減損に係る会計基準の設定に関する意見書」(企業会計審議会平成14年8月9日))及び「固定資産の減損に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第6号平成15年10月31日)を適用しております。これにより営業利益及び経常利益が1,191千円増加し、税引前当期純利益が120,456千円減少しております。

なお、減損損失累計額については、各資産の金額から直接控除しております。

3. 貸借対照表関係

(1) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

(2) 子会社に対する金銭債権債務

短期金銭債権 17,409千円

短期金銭債務 224千円

(3) 有形固定資産の減価償却累計額 1,801,984千円

(4) 担保に供している資産

建物 72,154千円

土地 20,115千円

投資有価証券 104,780千円

(5) 貸借対照表に計上した固定資産のほか、電子計算機及びその周辺機器、その他の事務機器、貨物自動車等についてはリース契約により使用しております。

(6) 商法施行規則第124条第3号に規定する配当制限額

資産の時価評価により増加した純資産額 139,670千円

4. 損益計算書関係

(1) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

(2) 子会社との取引高

営業取引

売上高 114,371千円

仕入高 2,910千円

販売費及び一般管理費 1,755千円

営業取引以外の取引

受取手数料 129千円

受取賃借料 151千円

受取配当金 36,033千円

(3) 1株当たり当期純利益 54円27銭

(4) 減損損失

当事業年度において以下のとおり減損損失を計上いたしました。

減損損失を認識した資産

用途	種類	場所
賃貸物件	建物及び土地	千葉県千葉市

減損損失に至った経緯

当初想定していた収益を見込めなくなったことや継続的な地価の下落などにより減損損失を認識しております。

減損損失の金額

建物	16,098千円
土地	105,549千円
計	121,648千円

資産のグルーピングの方法

管理会計上の事業毎又は物件・店舗毎に資産のグルーピングを行っております。

回収可能価額の算定方法

使用価値により測定しており、将来キャッシュ・フローを6.0%で割り引いて算定しております。

5. 退職給付関係

(1) 採用している退職給付制度の概要

当社の退職給付制度は、勤続3年以上の従業員が退職する場合、当社退職金規定に基づき算定された退職金（一時金制度）を支給することとしております。

また、当社は総合設立の東京都電機厚生年金基金に加入しておりますが、当該厚生年金基金制度は退職給付会計実務指針33項の例外処理を行う制度であります。同基金の年金資産残高のうち当社の掛金拠出割合に基づく当期末の年金資産残高は2,917,977千円であります。

(2) 退職給付債務に関する事項

退職給付債務	1,046,858千円
年金資産	
未積立退職給付債務	1,046,858千円
未認識の数理計算上の差異	6,581千円
退職給付引当金	1,040,277千円

(3) 退職給付費用に関する事項

勤務費用	56,765千円
利息費用	20,513千円
期待運用収益	
数理計算上の差異の処理額	35,680千円
小計	41,598千円
東京都電機厚生年金基金（総合型）への掛金	115,908千円
合計	157,507千円

(4) 退職給付債務等の計算基礎に関する事項

割引率	2.0%
期待運用収益率	
退職給付見込額の期間配分方法	期間定額基準
数理計算上の差異の処理年数	翌期に一括処理しております。



6. 税効果会計関係

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の主な発生原因別内訳

繰延税金資産（流動）	
未払事業税・事業所税	32,547千円
賞与引当金	81,166千円
その他	39,651千円
合計	153,365千円
繰延税金資産（固定）	
退職給付引当金	421,312千円
役員退職慰労引当金	54,849千円
貸倒引当金	63,043千円
会員権	6,804千円
建物減価償却超過額	6,037千円
土地減損損失	42,747千円
その他	1,026千円
小計	595,820千円
評価性引当額	42,927千円
合計	552,893千円

繰延税金負債（固定）	
その他有価証券評価差額金	95,177千円
繰延税金資産（固定）の純額	457,715千円

(2) 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率の主な差異原因

法定実効税率	40.5%
（調整）	
住民税均等割額	1.8%
交際費等の一時差異でない項目	0.8%
留保金課税	2.1%
評価性引当額の増加	1.2%
その他	0.1%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	46.3%

## 利益処分案

(単位：円)

科 目	金	額
当 期 未 処 分 利 益		2,252,344,682
利 益 処 分 額		
利 益 配 当 金	216,048,000	
( 1 株 に つ き 15 円 ) ( 普 通 配 当 13 円 、 記 念 配 当 2 円 )		
役 員 賞 与 金	20,500,000	236,548,000
( うち 監 査 役 賞 与 金 )	(500,000)	
次 期 繰 越 利 益		2,015,796,682

(注) 平成17年12月9日に71,426,350円(1株につき5円)の中間配当を実施いたしました。

# 会計監査人の監査報告書 謄本

## 独立監査人の監査報告書

平成18年5月24日

スズデン株式会社

取締役会 御中

監査法人 トーマツ

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 大高 俊 幸 ㊞

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 山田 努 ㊞

当監査法人は、「株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律」第2条第1項の規定に基づき、スズデン株式会社の平成17年4月1日から平成18年3月31日までの第54期営業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、営業報告書（会計に関する部分に限る。）及び利益処分案並びに附属明細書（会計に関する部分に限る。）について監査を行った。なお、営業報告書及び附属明細書について監査の対象とした会計に関する部分は、営業報告書及び附属明細書に記載されている事項のうち会計帳簿の記録に基づく記載部分である。この計算書類及び附属明細書の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から計算書類及び附属明細書に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及び附属明細書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及び附属明細書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。なお、この監査は、当監査法人が必要と認めて実施した子会社に対する監査手続を含んでいる。

監査の結果、当監査法人の意見は次のとおりである。

- (1) 貸借対照表及び損益計算書は、法令及び定款に従い会社の財産及び損益の状況を正しく示しているものと認める。  
会計方針の変更に記載されているとおり、会社は当営業年度から固定資産の減損に係る会計基準を適用することとしたが、この適用は会計基準の変更に伴うものであり、相当と認める。
- (2) 営業報告書（会計に関する部分に限る。）は、法令及び定款に従い会社の状況を正しく示しているものと認める。
- (3) 利益処分案は、法令及び定款に適合しているものと認める。
- (4) 附属明細書（会計に関する部分に限る。）について、商法の規定により指摘すべき事項はない。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

# 監査役会の監査報告書 謄本

## 監 査 報 告 書

当監査役会は、平成17年4月1日から平成18年3月31日までの第54期営業年度の取締役の職務の執行に関して各監査役から監査の方法及び結果の報告を受け、協議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査役の監査の方法の概要

各監査役は、監査役会が定めた監査の方針、業務の分担等に従い、取締役会その他重要な会議に出席するほか、取締役等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査し、必要に応じて子会社に対し営業の報告を求めました。また、会計監査人から報告及び説明を受け、計算書類及び附属明細書につき検討を加えました。

取締役の競業取引、取締役と会社間の利益相反取引、会社が行った無償の利益供与、子会社又は株主との通例的でない取引並びに自己株式の取得及び処分等に関しては、上記の監査の方法のほか、必要に応じて取締役等から報告を求め、詳細に調査いたしました。

### 2. 監査の結果

- (1) 会計監査人 監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- (2) 営業報告書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- (3) 利益処分に関する議案は、会社財産の状況その他の事情に照らし指摘すべき事項は認められません。
- (4) 附属明細書は、記載すべき事項を正しく示しており、指摘すべき事項は認められません。
- (5) 取締役の職務遂行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実認められません。

なお、取締役の競業取引、取締役と会社間の利益相反取引、会社が行った無償の利益供与、子会社又は株主との通例的でない取引並びに自己株式の取得及び処分等についても取締役の義務違反は認められません。

平成18年5月24日

スズデン株式会社 監査役会

常勤監査役	藤	田	五	郎	Ⓔ
監査役	都	築	隆	也	Ⓔ
監査役	杉	山	茂		Ⓔ
監査役	桃	井	邦	義	Ⓔ

- (注) 常勤監査役 藤田五郎、監査役 都築隆也、監査役 杉山 茂、監査役 桃井邦義は、いずれも「株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律」第18条第1項に定める社外監査役であります。

## 連結貸借対照表

(平成18年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	17,779,223	流動負債	8,595,958
現金及び預金	3,423,350	支払手形及び買掛金	6,449,204
受取手形及び売掛金	12,614,388	短期借入金	1,050,000
たな卸資産	1,323,890	1年内償還予定社債	100,000
繰延税金資産	153,365	未払法人税等	383,934
その他	273,059	賞与引当金	200,411
貸倒引当金	8,831	その他	412,409
固定資産	7,637,314	固定負債	3,210,744
有形固定資産	6,269,115	長期借入金	1,912,500
建物及び構築物	1,042,729	退職給付引当金	1,040,277
土地	5,196,377	役員退職慰労引当金	135,430
その他	30,008	その他	122,536
無形固定資産	136,613	負債合計	11,806,702
投資その他の資産	1,231,584	少数株主持分	
投資有価証券	410,304	資本の部	
繰延税金資産	457,715	資本金	1,819,230
その他	560,349	資本剰余金	1,535,839
貸倒引当金	196,785	利益剰余金	10,428,483
資産合計	25,416,537	株式等評価差額金	139,670
		為替換算調整勘定	3,775
		自己株式	309,612
		資本合計	13,609,834
		負債、少数株主持分及び資本合計	25,416,537

## 連結損益計算書

(平成17年4月1日から  
平成18年3月31日まで)

(単位：千円)

		科 目	金 額	
経 常 損 益 の 部	営業 損益 の 部	営 業 収 益		41,439,479
		売 上 高		
		営 業 費 用		
		売 上 原 価 販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	35,040,765 5,062,341	40,103,106
		営 業 利 益		1,336,372
損 益 の 部	営業 外 損 益 の 部	営 業 外 収 益		
		受 取 利 息 及 び 配 当 金	7,763	
		仕 入 割 引	294,892	
		そ の 他	16,847	319,503
		営 業 外 費 用		
		支 払 利 息	27,261	
		売 上 債 権 譲 渡 損	23,214	
		売 上 割 引 そ の 他	34,676 3,007	88,159
		経 常 利 益		1,567,716
特 別 損 益 の 部	特 別 損 益 の 部	特 別 利 益		
		投 資 有 価 証 券 売 却 益	34,702	
		貸 倒 引 当 金 戻 入 益	14,797	49,499
		特 別 損 失		
		固 定 資 産 除 却 損	12,406	
		投 資 有 価 証 券 売 却 損	1,974	
		投 資 有 価 証 券 評 価 損	448	
		ゴ ル フ 会 員 権 売 却 損	7	
減 損 損 失	121,648			
		役 員 退 職 慰 労 引 当 金 繰 入 額	60,000	196,484
		税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益		1,420,731
		法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	710,433	
		法 人 税 等 調 整 額	23,455	686,978
		当 期 純 利 益		733,753

## 注記事項

### 1. 連結の範囲に関する事項

連結子法人等の数 4社

連結子法人等の名称

SUZUDEN SINGAPORE PTE LTD

SUZUDEN HONG KONG LIMITED (鈴電香港有限公司)

斯咨電貿易(上海)有限公司 (SUZUDEN TRADING(SHANGHAI)CO.,LTD)

スズデンビジネスサポート(株)

スズデンビジネスサポート(株)は、当連結会計年度に新たに設立したことによる増加であります。

また、当連結会計年度において従来連結子法人等であった(株)スズデンインダストリアルシステムズを吸収合併しております。

### 2. 持分法の適用に関する事項

非連結子法人等及び関連会社がないため、持分法の適用はありません。

### 3. 連結子法人等の事業年度等に関する事項

SUZUDEN SINGAPORE PTE LTD ..... 12月31日

SUZUDEN HONG KONG LIMITED ..... 12月31日

(鈴電香港有限公司)

スズデン貿易(上海)有限公司 ..... 12月31日

(SUZUDEN TRADING(SHANGHAI)CO.,LTD)

スズデンビジネスサポート(株) ..... 3月31日

### 4. 重要な会計方針

#### (1) 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

時価のあるもの

当連結会計年度末日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部資本直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

時価のないもの

移動平均法による原価法

#### (2) たな卸資産の評価基準及び評価方法

##### 1. 商 品

在 庫 品

電 線.....

移動平均法による低価法

そ の 他.....

移動平均法による原価法

なお、連結子法人等(SUZUDEN SINGAPORE PTE LTD)は先入先出法による低価法を採用しております。

引 当 品.....

個別法による原価法

##### 2. 貯 蔵 品.....

最終仕入原価法

#### (3) 固定資産の減価償却の方法

1. 有形固定資産.....主として定率法

ただし、当社及び国内連結子法人等は平成10年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)については、定額法  
なお、主な耐用年数は、次のとおり  
であります。

建物及び構築物 10年～50年

その他(工具器具備品) 5年～15年

2. 無形固定資産.....定額法  
なお、主な耐用年数は、次のとおり  
であります。  
自社利用のソフトウェア 5年

(4) 引当金の計上基準

1. 貸倒引当金は、債権の貸倒れによる損失に備えるため一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に債権の回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
2. 賞与引当金は、当社従業員の賞与の支給に備えるため、支給見込額基準により計上しております。
3. 退職給付引当金は、当社従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務の見込額に基づき、当連結会計年度末において発生していると認められる額を計上しております。また数理計算上の差異については、その発生の翌連結会計年度において一括処理することとしております。
4. 役員退職慰労引当金は、当社役員の退職慰労金の支出に備えるため、役員退職慰労金内規による要支給額の100%を計上しております。なお、役員退職慰労金内規において、役員退職慰労金は平成12年3月31日までの役員退職慰労引当金残高を限度とすることとしたため、平成12年4月1日以降の要支給額の増加はありません。

(追加情報)

平成17年8月31日に当社創業者が退任したことに伴い、平成18年3月開催の取締役会において、定時株主総会の承認を条件として特別功労金60,000千円を含む100,200千円を支給することを決議いたしました。特別功労金は役員退職慰労引当金繰入額として特別損失に計上しております。

(5) リース取引の処理の方法

リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

(6) 消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

(7) 連結子法人等の資産及び負債の評価に関する事項

連結子法人等の資産及び負債の評価は全面時価評価法によっております。

なお、当連結会計年度は該当ありません。

(8) 利益処分項目の取扱いに関する事項

連結会社の利益処分について連結会計年度中に確定した利益処分に基づいて作成しております。

5. 会計方針の変更

固定資産の減損に係る会計基準

当連結会計年度より、「固定資産の減損に係る会計基準」(「固定資産の減損に係る会計基準の設定に関する意見書」(企業会計審議会 平成14年8月9日))及び「固定資産の減損に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第6号 平成15年10月31日)を適用しております。これにより営業利益及び経常利益が1,191千円増加し、税金等調整前当期純利益が120,456千円減少しております。なお、減損損失累計額については、各資産の金額から直接控除しております。



6. 連結貸借対照表関係

- (1) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。  
 (2) 有形固定資産の減価償却累計額 1,809,658千円  
 (3) 担保に供している資産
- |        |           |
|--------|-----------|
| 建物     | 72,154千円  |
| 土地     | 20,115千円  |
| 投資有価証券 | 104,780千円 |
| 計      | 197,050千円 |
- (4) 連結貸借対照表に計上した固定資産のほか、電子計算機及びその周辺機器、その他の事務機器、貨物自動車等についてはリース契約により使用しております。

7. 連結損益計算書関係

- (1) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。  
 (2) 1株当たり当期純利益 49円92銭  
 (3) 減損損失

当企業集団は、当連結会計年度において以下のとおり減損損失を計上いたしました。

減損損失を認識した資産

用 途	種 類	場 所
賃貸物件	建物及び土地	千葉県千葉市

減損損失に至った経緯

当初想定していた収益を見込めなくなったことや継続的な地価の下落などにより減損損失を認識しております。

減損損失の金額

建物	16,098千円
土地	105,549千円
計	121,648千円

資産のグルーピングの方法

管理会計上の事業毎又は物件・店舗毎に資産のグルーピングを行っております。

回収可能価額の算定方法

使用価値により測定しており、将来キャッシュ・フローを6.0%で割り引いて算定しております。

# 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

## 独立監査人の監査報告書

平成18年5月24日

スズデン株式会社  
取締役会 御中

監査法人 トーマツ

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 大高 俊 幸 ㊞

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 山田 努 ㊞

当監査法人は、「株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律」第19条の2第3項の規定に基づき、スズデン株式会社の平成17年4月1日から平成18年3月31日までの第54期営業年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表及び連結損益計算書について監査を行った。この連結計算書類の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。なお、この監査は、当監査法人が必要と認めて実施した子会社に対する監査手続を含んでいる。

監査の結果、当監査法人は、上記の連結計算書類が、法令及び定款に従いスズデン株式会社及びその子会社から成る企業集団の財産及び損益の状況を正しく示しているものと認める。

会計方針の変更に記載されているとおり、会社は当営業年度から固定資産の減損に係る会計基準を適用することとしたが、この適用は会計基準の変更に伴うものであり、相当と認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 連結計算書類に係る監査役会の監査報告書 謄本

### 連結計算書類に係る監査報告書

当監査役会は、平成17年4月1日から平成18年3月31日までの第54期営業年度の連結計算書類（連結貸借対照表及び連結損益計算書）に関して各監査役から監査の方法及び結果の報告を受け、協議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役の監査の方法の概要

各監査役は、監査役会が定めた監査の方針、業務の分担等に従い、連結計算書類について取締役等及び会計監査人から報告及び説明を受け、監査いたしました。

#### 2. 監査の結果

会計監査人 監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成18年5月24日

スズデン株式会社 監査役会

常勤監査役 藤 田 五 郎 ㊞

監 査 役 都 築 隆 也 ㊞

監 査 役 杉 山 茂 ㊞

監 査 役 桃 井 邦 義 ㊞

(注) 常勤監査役 藤田五郎、監査役 都築隆也、監査役 杉山 茂、監査役 桃井邦義は、いずれも「株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律」第18条第1項に定める社外監査役であります。

以 上

# 株主総会参考書類

## 議案及び参考事項

### 第1号議案 第54期利益処分案承認の件

議案の内容につきましては、添付書類26頁に記載のとおりであります。

当期の利益処分につきましては、業績並びに今後の事業展開を総合的に勘案し、利益配当金は、1株につき13円の普通配当金に、平成18年3月31日現在の株主数が2,000名を超えたことで、今後も株主の皆様のご支援を賜りたく記念配当として1株につき2円を加え、15円とさせていただきますと存じます。これにより中間配当金（1株につき5円）を含めました当期の普通配当金は18円となり、記念配当金2円を含め20円となります。

なお、企業体質の充実強化と今後の事業展開などを助案し、内部留保の充実にも努めてまいりたいと存じます。

### 第2号議案 定款一部変更の件

#### 1. 変更の理由

- (1) 「会社法」第326条第2項の規定に基づき、当社が設置する機関を定めるとともに、機関の位置付けを明確にするため第4条（機関）、第6章（会計監査人）を新設するものであります。
- (2) 「会社法」第189条第2項の規定に基づき、株主が有する単元未満株式の権利を明確にするため、第9条（単元株式数および単元未満株券の不発行）第3項、第10条（単元未満株式の買増し）を新設するものであります。
- (3) 「会社法施行規則」（平成18年法務省令第12号）及び「会社計算規則」（平成18年法務省令第13号）の規定に基づき、株主総会参考書類、事業報告、計算書類、連結計算書類を一定期間インターネットで開示することにより当該書類の一部または全部の情報を株主に提供したものとみなすことが認められたことに伴い、株主総会運営の合理化を目的として、第16条（株主総会参考書類等のインターネット開示）を新設するものであります。
- (4) 「会社法施行規則」（平成18年法務省令第12号）の規定に基づき、株主総会に出席して議決権の代理行使を行う代理人の員数を明確にするとともに株主への周知を図るため、第18条（議決権の代理行使）に代理人の員数を定款に定めるものであります。

- (5) 「会社法」第341条の規定に基づき、取締役解任要件につき従前と同程度の決議要件とするため、第22条（取締役の解任方法）を新設するものであります。
- (6) 「会社法」第370条の規定に基づき、必要が生じた場合に書面または電磁的方法により取締役会の決議を機動的に行うことができるよう、第27条（取締役会の決議方法等）第2項を新設するものであります。
- (7) 「会社法」第426条第1項、第427条第1項の規定に基づき、取締役、監査役、会計監査人及び社外取締役、社外監査役の責任について合理的な範囲とするため第31条（取締役の責任免除）、第41条（監査役の責任免除）、第45条（会計監査人の責任免除）を新設するものであります。
- (8) 「会社法」第459条第1項、第460条の規定に基づき、剰余金の配当等を取締役会の決議により定めることが認められたことに伴い、必要に応じた機動的な剰余金の配当等の実施を可能とするため第47条（剰余金の配当等の決定機関）、第48条（剰余金の配当の基準日）第2項、第3項を新設するものであります。
- (9) 上記のほか、会社法に基づく必要な規定の追加・新設・削除・修正および移設等全般に亘って所要の変更を行うものであります。
- (10) 上記変更を行うとともに、条文の繰り下げ、一部字句の整備等を行うものであります。

## 2. 変更の内容

現行定款と変更定款案の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示しております。)

現 行 定 款	変 更 定 款 案
第1章 総 則 (新 設)	第1章 総 則
(公告の方法) 第4条 当会社の公告は、電子公告により行う。ただし、電子公告によることができない事故その他やむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞に掲載して行う。	(機関) 第4条 <u>当会社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。</u> 1. <u>取締役会</u> 2. <u>監査役</u> 3. <u>監査役会</u> 4. <u>会計監査人</u> (公告方法) 第5条 当会社の公告は、電子公告により行う。ただし、電子公告によることができない事故その他やむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞に掲載する方法により行う。

現 行 定 款	変 更 定 款 案
<p style="text-align: center;">第 2 章 株 式</p>	<p style="text-align: center;">第 2 章 株 式</p>
<p>(株式の総数)</p>	<p>(発行可能株式総数)</p>
<p>第 5 条 当会社が発行する株式の総数は、<u>4,759万株とする。ただし、株式の消却が行われた場合は、これに相当する株式数を減ずる。</u></p>	<p>第 6 条 当会社の発行可能株式総数は、<u>4,759万株とする。</u></p>
<p>(自己株式の取得)</p>	<p>(自己の株式の取得)</p>
<p>第 6 条 当社は、<u>商法第211条ノ3第1項第2号の規定により、取締役会の決議をもって自己株式を買受けることができる。</u></p>	<p>第 7 条 当社は、<u>会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって同条第1項に定める市場取引等により自己の株式を取得することができる。</u></p>
<p style="text-align: center;">(新 設)</p>	<p>(株券の発行)</p>
<p>(1単元の株式数および単元未満株券の不発行)</p>	<p>(単元株式数および単元未満株券の不発行)</p>
<p>第 7 条 当社の<u>1単元の株式の数</u>は、<u>100株とする。</u> 当社は、<u>1単元の株式の数</u>に満たない株式（以下「単元未満株式」という。）に係わる株券を発行しない。</p>	<p>第 8 条 当社は、<u>株式に係る株券を発行する。</u></p> <p>第 9 条 当社の<u>単元株式数</u>は、<u>100株とする。</u></p>
<p style="text-align: center;">(新 設)</p>	<p>当社は、<u>単元株式数に満たない株式（以下「単元未満株式」という。）に係る株券を発行しない。ただし、株式取扱規程に定めるところについてはこの限りではない。</u> <u>当社の単元未満株式を有する株主（実質株主を含む。以下同じ。）は、次の各号に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</u></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. <u>会社法第189条第2項各号に掲げる権利</u></li> <li>2. <u>株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利</u></li> <li>3. <u>次条に掲げる権利</u></li> </ol>
<p style="text-align: center;">(新 設)</p>	<p>(単元未満株式の買増し)</p>
	<p>第10条 当社の<u>単元未満株式を有する株主は、株式取扱規程に定めるところにより、その単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することができる。</u></p>

現 行 定 款	変 更 定 款 案
<p>(基準日) 第8条 当社は、毎年3月31日の最終の株主名簿（実質株主名簿を含む。以下同じ。）に記載または記録された議決権を有する株主（実質株主を含む。以下同じ。）をもって、その決算期の定時株主総会において権利を行使すべき株主とする。</p> <p>前項のほか、必要があるときは、取締役会の決議によりあらかじめ公告して、臨時に基準日を定めることができる。</p>	<p>(基準日) 第11条 当社は、毎年3月31日の最終の株主名簿（実質株主名簿を含む。以下同じ。）に記載または記録された議決権を有する株主（実質株主を含む。以下同じ。）をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。</p> <p>前項に定めるほか、必要があるときは、取締役会の決議によってあらかじめ公告して、臨時に基準日を定めることができる。</p>
<p>(名義書換代理人) 第9条 当社は、<u>株式につき名義書換代理人</u>を置く。 <u>名義書換代理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定し、これを公告する。</u> <u>当社の株主名簿および株券喪失登録簿は、名義書換代理人の事務取扱場所に備え置き、株式の名義書換、単元未満株式の買取り、その他株式に関する事務は、これを名義書換代理人に取扱わせ、当社においては取扱わない。</u></p>	<p>(株主名簿管理人) 第12条 当社は、<u>株主名簿管理人</u>を置く。  <u>株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。</u> <u>当社の株主名簿、株券喪失登録簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置き、その他の株式に関する事務は、これを株主名簿管理人に取扱わせ、当社においては取扱わない。</u></p>
<p>(株式取扱規程) 第10条 当社の株券の種類ならびに株式の名義書換、単元未満株式の買取り、その他株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。</p>	<p>(株式取扱規程) 第13条 当社の株券の種類ならびに株式の名義書換、単元未満株式の買取りおよび買増し、その他株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。</p>
<p>第3章 株主総会</p>	<p>第3章 株主総会</p>
<p>(招集の時期) 第11条 当社の定時株主総会は、毎年6月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。</p>	<p>(招集) 第14条 (現行どおり)</p>
<p>(招集権者および議長) 第12条 株主総会は、取締役社長がこれを招集し、議長となる。</p>	<p>(招集権者および議長) 第15条 (現行どおり)</p>

現 行 定 款	変 更 定 款 案
<p>取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。 (新 設)</p> <p>(決議の方法)</p> <p>第13条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めある場合を除き、出席した株主の議決権の過半数で行なう。</p> <p>商法第343条に定める特別決議は、<u>総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上で行なう。</u></p> <p>(議決権の代理行使)</p> <p>第14条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主を代理人として、その議決権を行使することができる。 代理人は、株主総会毎に代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。</p> <p>(議事録)</p> <p>第15条 株主総会における議事の経過の要領およびその結果については、これを議事録に記載し、議長および出席した取締役がこれに記名押印する。</p> <p>第4章 取締役および取締役会 (取締役の員数)</p> <p>第16条 当会社の取締役は、10名以内とする。</p>	<p>(現行どおり)</p> <p>(株主総会参考書類等のインターネット開示)</p> <p>第16条 当会社は、株主総会の招集に際し、<u>株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することができる。</u></p> <p>(決議の方法)</p> <p>第17条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した株主の議決権の過半数をもって行う。</p> <p>会社法第309条第2項に定める決議は、<u>本定款に別段の定めがある場合を除き、当該株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。</u></p> <p>(議決権の代理行使)</p> <p>第18条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。 <u>株主または代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。</u></p> <p>(議事録)</p> <p>第19条 株主総会の議事録は、法令で定めるところにより書面または電磁的記録をもって作成し、議長ならびに出席した取締役および監査役は、これに署名もしくは記名押印し、または電子署名を行う。</p> <p>第4章 取締役および取締役会 (取締役の員数)</p> <p>第20条 (現行どおり)</p>



現 行 定 款	変 更 定 款 案
<p>(取締役の選任方法)</p> <p>第17条 取締役は、株主総会において選任する。 取締役の選任決議は、<u>総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数で行なう。</u> 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。 (新 設)</p>	<p>(取締役の選任方法)</p> <p>第21条 取締役は、株主総会の決議によって選任する。 取締役の選任決議は、<u>議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u> ( 現 行 ど お り )</p> <p>(取締役の解任方法)</p> <p>第22条 取締役の解任決議は、<u>議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。</u></p>
<p>(取締役の任期)</p> <p>第18条 取締役の任期は、<u>就任後1年内の最終の決算期に関する定時株主総会終結の時までとする。</u></p> <p><u>増員または補欠として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了すべき時までとする。</u></p>	<p>(取締役の任期)</p> <p>第23条 取締役の任期は、<u>選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u> ( 削 除 )</p>
<p>(代表取締役および役付取締役)</p> <p>第19条 代表取締役は、<u>取締役会の決議により選任する。</u> 取締役会の決議により、取締役会長、取締役副会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を<u>定めることができる。</u></p>	<p>(代表取締役および役付取締役)</p> <p>第24条 代表取締役は、<u>取締役会の決議によって選定する。</u> 取締役会の決議によって、取締役会長、取締役副会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を<u>選定することができる。</u></p>
<p>(取締役会の招集権者および議長)</p> <p>第20条 取締役会は、法令に別段の定めある場合を除き、<u>取締役社長がこれを招集し、議長となる。</u> 取締役社長に事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。</p>	<p>(取締役会の招集権者および議長)</p> <p>第25条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>取締役社長がこれを招集し、議長となる。</u> ( 現 行 ど お り )</p>

現 行 定 款	変 更 定 款 案
<p>(取締役会の招集通知)  第21条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役および各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。  取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開くことができる。</p>	<p>(取締役会の招集通知)  第26条 (現行どおり)    取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p>
<p>(取締役会の決議方法)  第22条 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、<u>出席した取締役の過半数で行なう。</u>  (新 設)</p>	<p>(取締役会の決議方法等)  第27条 取締役会の決議は、<u>議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行う。</u>  <u>当会社は、取締役会の決議事項について、取締役(当該決議事項について議決に加わることができるものに限る。)の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が当該決議事項について異議を述べたときはこの限りではない。</u></p>
<p>(取締役会の議事録)  第23条 <u>取締役会における議事の経過の要領およびその結果については、これを議事録に記載し、出席した取締役および監査役がこれに記名押印する。</u>  (新 設)</p>	<p>(取締役会の議事録)  第28条 <u>取締役会の議事録は、法令で定めるところにより書面または電磁的記録をもって作成し、出席した取締役および監査役は、これに署名若しくは記名押印し、または電子署名を行う。</u>  <u>前条第2項の議事録は、法令で定めるところにより書面または電磁的記録をもって作成する。</u></p>
<p>(取締役会規程)  第24条 取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。</p>	<p>(取締役会規程)  第29条 (現行どおり)</p>
<p>(取締役の報酬)  第25条 取締役の報酬は、株主総会の決議により定める。</p>	<p>(取締役の報酬等)  第30条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下、「報酬等」という。)は、株主総会の決議によって定める。</p>

現 行 定 款	変 更 定 款 案
<p>(新 設)</p> <p>第 5 章 監査役および監査役会 (監査役の員数)</p> <p>第26条 当会社の監査役は、5名以内とする。</p> <p>(監査役の選任方法)</p> <p>第27条 監査役は、株主総会において選任する。 監査役の選任決議は、<u>総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数で行なう。</u></p> <p>(監査役の任期)</p> <p>第28条 監査役の任期は、<u>就任後4年内の最終の決算期に関する定時株主総会終結の時までとする。</u></p> <p>補欠として選任された監査役の任期は、<u>退任した監査役の任期の満了すべき時までとする。</u></p> <p>(常勤の監査役)</p> <p>第29条 監査役は、<u>互選により常勤の監査役を定める。</u></p> <p>(監査役会の招集通知)</p> <p>第30条 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。 ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p>	<p>(<u>取締役の責任免除</u>)</p> <p>第31条 当社は、<u>会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、同法第423条第1項の取締役(取締役であった者を含む。)の責任を法令の限度において免除することができる。</u> <u>当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p> <p>第 5 章 監査役および監査役会 (監査役の員数)</p> <p>第32条 (現行どおり)</p> <p>(監査役の選任方法)</p> <p>第33条 監査役は、<u>株主総会の決議によって選任する。</u> 監査役の選任決議は、<u>議決権を行使することのできる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p> <p>(監査役の任期)</p> <p>第34条 監査役の任期は、<u>選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u> 補欠として選任された監査役の任期は、<u>退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>(常勤の監査役)</p> <p>第35条 監査役会は、<u>監査役の中から常勤の監査役を選定する。</u></p> <p>(監査役会の招集通知)</p> <p>第36条 (現行どおり)</p>

現 行 定 款	変 更 定 款 案
<p>監査役全員の同意があるときは、<u>招集の手続きを経ないで監査役会を開くことができる。</u></p> <p>(監査役会の決議方法)</p> <p>第31条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>監査役の過半数で行なう。</u></p> <p>(監査役会の議事録)</p> <p>第32条 監査役会における議事の経過の要領およびその結果については、これを<u>議事録に記載し、出席した監査役がこれに記名押印する。</u></p> <p>(監査役会規程)</p> <p>第33条 監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。</p> <p>(監査役の報酬)</p> <p>第34条 監査役の報酬は、株主総会の決議により<u>定める。</u></p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p>	<p>監査役全員の同意があるときは、<u>招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。</u></p> <p>(取締役会の決議方法)</p> <p>第37条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>監査役の過半数をもって行う。</u></p> <p>(監査役会の議事録)</p> <p>第38条 監査役会の議事録は、<u>法令で定めるところにより書面または電磁的記録をもって作成し、出席した監査役は、これに署名もしくは記名押印し、または電子署名を行う。</u></p> <p>(監査役会規程)</p> <p>第39条 (現行どおり)</p> <p>(監査役の報酬等)</p> <p>第40条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>(監査役の責任免除)</p> <p>第41条 <u>当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、同法第423条第1項の監査役(監査役であった者を含む。)の責任を法令の限度において免除することができる。</u></p> <p><u>当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p> <p>第6章 会計監査人</p> <p>(会計監査人の選任方法)</p> <p>第42条 会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。</p>

現 行 定 款	変 更 定 款 案
(新 設)	<u>(会計監査人の任期)</u>
	<p>第43条 <u>会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u></p> <p><u>会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。</u></p>
(新 設)	<u>(会計監査人の報酬等)</u>
	<p>第44条 <u>会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。</u></p>
(新 設)	<u>(会計監査人の責任免除)</u>
	<p>第45条 <u>当社は、会社法第427条第1項の規定により、会計監査人との間に、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p>
第6章 計 算	第7章 計 算
<u>(営業年度および決算期)</u>	<u>(事業年度)</u>
<p>第35条 <u>当社の営業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとし営業年度の末日を決算期とする。</u></p>	<p>第46条 <u>当社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。</u></p>
(新 設)	<u>(剰余金の配当等の決定機関)</u>
	<p>第47条 <u>当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議により定める。</u></p>
<u>(利益配当金)</u>	<u>(剰余金の配当の基準日)</u>
<p>第36条 <u>利益配当金は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録質権者に支払う。</u></p>	<p>第48条 <u>当社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。</u></p>
(新 設)	<u>当社の中間配当の基準日は、毎年</u>
	<p><u>9月30日とする。</u></p> <p><u>前2項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。</u></p>
(新 設)	

現 行 定 款	変 更 定 款 案
<p>(中間配当)</p> <p><u>第37条 当社は、取締役会の決議により、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録質権者に対し、中間配当を行なうことができる。</u></p> <p>(配当金の除斥期間)</p> <p><u>第38条 利益配当金および中間配当金は、支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払義務を免れる。</u></p>	<p>(削 除)</p> <p>(配当金の除斥期間)</p> <p><u>第49条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払義務を免れる。</u></p>

### 第3号議案 取締役6名選任の件

本総会終結の時をもって取締役7名全員は任期満了となります。つきましては取締役6名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 生年月日	略歴、地位及び他の法人等の代表状況	所有する 当社株式の数
1	鈴木 敏 雄 昭和24年12月28日生	昭和48年4月 立石電機株式会社（現オムロン株式会社）入社 昭和52年10月 鈴木電興株式会社入社 昭和57年4月 同社取締役 昭和58年4月 同社常務取締役 昭和58年7月 鈴木電業株式会社取締役 昭和61年4月 鈴木電興株式会社代表取締役社長 平成3年4月 当社代表取締役社長（現任） 平成15年4月 当社執行役員社長（現任）	740,100株
2	白 田 憲 司 昭和24年1月14日生	昭和42年3月 鈴木電興株式会社入社 平成5年6月 当社取締役 平成12年4月 当社常務取締役 平成15年4月 当社取締役上席執行役員 平成17年1月 当社取締役副社長上席執行役員副社長（現任）	51,200株
3	平 野 利 晴 昭和24年9月4日生	昭和43年3月 鈴木電興株式会社入社 平成5年6月 当社取締役 平成12年5月 当社常務取締役 平成15年4月 当社取締役上席執行役員（現任）	19,500株
4	鈴木 茂 昭和23年3月14日生	昭和46年4月 株式会社富士銀行（現株式会社みずほ銀行）入行 平成8年11月 同行町田支店長 平成12年5月 当社総務部長 平成13年6月 当社取締役（現任） 平成15年4月 当社上席執行役員（現任）	4,200株
5	今 泉 嘉 信 昭和27年10月11日生	昭和46年3月 鈴木電業株式会社入社 昭和47年7月 鈴木電興株式会社入社 平成13年6月 当社取締役（現任） 平成15年4月 当社上席執行役員（現任）	24,900株
6	松 崎 総 一 郎 昭和27年8月23日生	昭和50年4月 株式会社三菱銀行（現株式会社三菱東京UFJ銀行）入行 平成14年12月 同行神田支社長 平成16年5月 当社執行役員 平成16年6月 当社取締役（現任）執行役員 平成16年8月 斯咨電貿易（上海）有限公司（SUZUDEN TRADING（SHANGHAI）CO.,LTD）董事長（現任） 平成17年1月 SUZUDEN SINGAPORE PTE LTD取締役（代表者）（現任） 平成17年4月 当社上席執行役員（現任） 平成17年6月 SUZUDEN HONG KONG LIMITED（鈴電香港有限公司）取締役（代表者）（現任）	3,700株

（注） 各取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

#### 第4号議案 監査役2名選任の件

本総会終結の時をもって監査役藤田五郎、杉山 茂の両氏が任期満了となります。つきましては監査役2名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 生年月日	略歴、地位及び他の法人等の代表状況	所有する 当社株式の数
1	杉山 茂 昭和15年12月3日生	昭和38年4月 商工組合中央金庫入庫 昭和61年8月 同庫長崎支店長 昭和63年7月 同庫営業推進第一部副部長 平成12年12月 同庫退職 平成16年6月 当社監査役（現任）	0株
2	神谷 立 昭和22年6月1日生	昭和45年4月 株式会社三菱銀行（現株式会社三菱東京UFJ銀行）入行 昭和64年1月 同行四日市支店長 平成4年12月 同行赤羽支店長 平成7年2月 同行大井支店長 平成10年4月 ダイヤモンド抵当証券株式会社取締役 平成16年12月 エムティーインシュアランスサービス株式会社 損保業務部長	0株

- (注) 1. 各監査役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。  
2. 杉山 茂、神谷 立の両氏は、社外監査役の候補者であります。



## 第5号議案 役員退職慰労金制度廃止に伴う打切り支給の件

平成18年3月13日開催の取締役会において本總會の日をもって取締役及び監査役の退職慰労金制度を廃止する旨決議いたしました。これに伴い、平成12年3月31日までの在任期間に対応する退職慰労金について、下記取締役3名及び監査役1名に対し、当社所定の基準に従い、相当額の範囲内で退職慰労金制度の廃止に伴う打切り支給を行いたいと存じます。

なお、役員退職慰労引当金につきましては、平成12年4月1日以降繰入れを停止しており、平成18年3月31日現在の本件に該当する役員退職慰労引当金は、75,430,500円となっております。

支給の時期につきましては、各氏の取締役または監査役退任時とし、退職慰労金の具体的な金額、方法などにつきましては、取締役については取締役会に、監査役については監査役の協議に、それぞれご一任願いたいと存じます。

退職慰労金制度の廃止に伴う打切り支給予定の取締役および監査役の略歴は次のとおりであります。

氏名	略歴
鈴木敏雄	昭和57年4月 鈴木電興株式会社取締役 昭和58年7月 鈴木電業株式会社取締役 昭和61年4月 鈴木電興株式会社代表取締役社長 平成3年4月 当社代表取締役社長（現任） 平成15年4月 当社執行役員社長（現任）
白田憲司	平成5年6月 当社取締役 平成12年4月 当社常務取締役 平成15年4月 当社取締役上席執行役員 平成17年1月 当社取締役副社長上席執行役員副社長（現任）
平野利晴	平成5年6月 当社取締役 平成12年5月 当社常務取締役 平成15年4月 当社取締役上席執行役員（現任）
都築隆也	平成8年6月 当社監査役（現任）

#### 第6号議案 退任取締役に対し退職慰労金贈呈の件

平成17年8月31日付をもって退任されました取締役鈴木展寧氏に対し、在任中の労に報いるため、当社所定の基準に従い、退職慰労金4,020万円を贈呈いたしたいと存じます。

なお、贈呈の時期、方法などにつきましては、取締役会にご一任願いたいと存じます。

退任取締役の略歴は次のとおりであります。

氏名	略歴
鈴木展寧	昭和27年12月 鈴木電業株式会社設立 代表取締役社長
	昭和61年7月 鈴木電業株式会社、鈴木電興株式会社、多摩鈴電株式会社、茨城鈴電株式会社代表取締役会長
	平成3年4月 当社代表取締役会長
	平成4年6月 当社取締役会長
	平成9年6月 当社取締役創業者
	平成17年8月 当社取締役創業者退任

#### 第7号議案 前取締役創業者に対し特別功労金贈呈の件

平成18年3月13日開催の取締役会において平成17年8月31日付をもって退任されました前取締役創業者 鈴木展寧氏の創業以来の功績に対し、特別功労金6,000万円を支払う旨決議いたしました。

なお、贈呈の時期、方法などにつきましては、取締役会にご一任願いたいと存じます。

特別功労金贈呈予定の前取締役創業者の略歴は次のとおりであります。

氏名	略歴
鈴木展寧	昭和27年12月 鈴木電業株式会社設立 代表取締役社長
	昭和61年7月 鈴木電業株式会社、鈴木電興株式会社、多摩鈴電株式会社、茨城鈴電株式会社代表取締役会長
	平成3年4月 当社代表取締役会長
	平成4年6月 当社取締役会長
	平成9年6月 当社取締役創業者
	平成17年8月 当社取締役創業者退任

以上

## インターネットでの議決権行使について

1. 当社ではインターネットによる議決権行使をしていただくことができますのでご案内申し上げます。  
< 議決権行使の方法 >
  - (a) 株主総会へご出席される方法
  - (b) 議決権行使書用紙を郵送される方法
  - (c) インターネットにより議決権を行使される方法
    - (a) ~ (c)のいずれかの方法で議決権を行使された場合、その他の方法で議決権を行使していただく必要はございません。例えば、(c)インターネットにより議決権を行使される場合、(b)議決権行使書用紙を郵送していただく必要はございません。
2. インターネットによる議決権行使に際して、ご了承ください事項  
インターネットにより議決権を行使される場合は、次の事項をご了承のうえ、行使していただきますよう、お願い申し上げます。  
インターネットによる議決権行使は、当社の指定する議決権行使サイト(52頁3. のURLをご参照ください)をご利用いただくことによるのみ可能です。なお、議決権行使サイトは、携帯電話を用いたインターネットではご利用いただけませんのでご了承ください。インターネットにより、議決権を行使される場合は、招集ご通知同封の議決権行使書用紙に記載の議決権行使コード及びパスワードが必要となります。  
今回ご案内する議決権行使コード及びパスワードは、本総会に關してのみ有効です。次の総会の際には、新たに議決権行使コード及びパスワードを発行いたします。  
書面とインターネットにより、二重に議決権を行使された場合は、インターネットの行使を有効な行使としてお取扱いいたします。  
インターネットで複数回数、議決権を行使された場合は、最後の行使を有効な行使としてお取扱いいたします。  
インターネットに関する費用(プロバイダー接続料金・通信料金等)は、株主様のご負担となります。

### 3. インターネットによる議決権行使の具体的方法

<http://www.it-soukai.com>または<https://daiko.mizuho-tb.co.jp>にアクセスしてください。

行使期間中の午前3時～午前5時は上記URLにアクセスいただけませんのでご了承ください。

議決権行使コード及びパスワードを入力し、「ログイン」ボタンを押してください。

議決権行使コード及びパスワードは、招集ご通知同封の議決権行使書用紙右上に記載しております。

画面の案内に従い、議決権を行使してください。

インターネットによる議決権行使は、平成18年6月27日（火）

午後5時45分までに行っていただきますようお願いいたします。

### 4. ご利用環境

パソコン WindowsR機種、Macintosh機種  
(携帯電話、PDA、ゲーム機には対応しておりません。)

ブラウザ MicrosoftR Internet Explorer5.5以上、Netscape Communicator4.7以上

インターネット環境 ブロバイダとの契約などインターネットが利用できる環境

画面解像度 1024×768以上をご推奨いたします。

\*Microsoft、Windowsは、Microsoft Corporationの米国および、またはその他の国における登録商標または商標です。

\*Macintoshは、Apple Computer, Inc.の商標です。

\*Netscapeは米国およびその他の国におけるNetscape Communications Corporation社の登録商標です。

Netscape Communicatorもまた、Netscape Communications Corporation社の商標であり、一部の国では登録商標となっている場合があります。

### 5. セキュリティーについて

行使された情報が改竄・盗聴されないよう暗号化（SSL128bit）技術を使用しておりますので、安心してご利用いただけます。

また、議決権行使書用紙に記載された議決権行使コード及びパスワードは、株主様ご本人を認証する重要なものです。他人に絶対知られないようご注意ください。当社より株主様の議決権行使コードやパスワードをお問い合わせすることはございません。

6. お問い合わせ先について

議決権電子行使に関するパソコン等の操作方法等に関する専用お問い合わせ先  
みずほ信託銀行 証券代行部 インターネットヘルプダイヤル  
電話 0120-768524 (フリーダイヤル)  
(受付時間 9:00～21:00 土日休日を除く)

上記 以外の住所変更等に関するお問い合わせ先  
みずほ信託銀行 証券代行部  
電話 0120-288-324 (フリーダイヤル)  
(受付時間 9:00～17:00 土日休日を除く)

# メモ欄

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

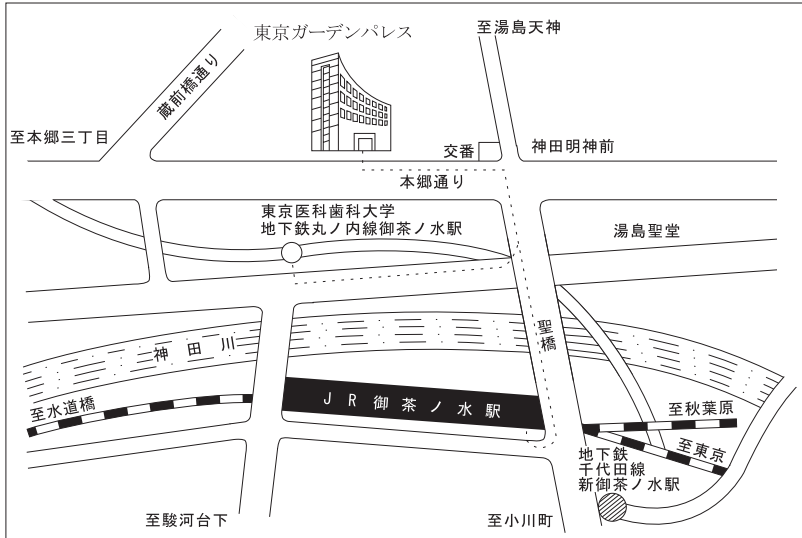
---

## 株主総会会場ご案内図

会場 お茶の水東京ガーデンパレス 2階 高千穂の間

東京都文京区湯島1丁目7番5号

電話 03 - 3813 - 6211 (代表)



交通 J R 御茶ノ水駅下車 徒歩5分

地下鉄丸ノ内線御茶ノ水駅下車 徒歩3分

地下鉄千代田線新御茶ノ水駅下車 徒歩5分

駐車場が手狭なため、お車でのご来場はご遠慮願います。